

## 決算審査特別委員会（全体会）

令和5年9月21日（木曜日）午後 2時20分開会

### 出席委員（24名）

|      |      |      |       |
|------|------|------|-------|
| 委員長  | 眞壁俊郎 | 副委員長 | 森本彰伸  |
| 副委員長 | 益子丈弘 | 副委員長 | 大野恭男  |
| 委員   | 堤正明  | 委員   | 三本木直人 |
| 委員   | 林美幸  | 委員   | 室井孝幸  |
| 委員   | 田村正宏 | 委員   | 小島耕一  |
| 委員   | 山形紀弘 | 委員   | 星野健二  |
| 委員   | 中里康寛 | 委員   | 齊藤誠之  |
| 委員   | 佐藤一則 | 委員   | 星宏子   |
| 委員   | 相馬剛  | 委員   | 鈴木伸彦  |
| 委員   | 松田寛人 | 委員   | 中村芳隆  |
| 委員   | 齋藤寿一 | 委員   | 山本はるひ |
| 委員   | 玉野宏  | 委員   | 金子哲也  |

### 欠席委員（1人）

委員 鈴木秀信

### 出席議会事務局職員

|                 |      |        |      |
|-----------------|------|--------|------|
| 議会事務局長          | 高久修  | 議事課長   | 相馬和男 |
| 議事課長補佐<br>兼庶務係長 | 小高久美 | 議事調査係長 | 長岡栄治 |
| 議事課主査           | 飯泉祐司 | 議事課主査  | 室井理恵 |
| 議事課主任           | 石田篤志 |        |      |

### 議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

○認定第 1号 令和4年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 2号 令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 令和4年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 令和4年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 令和4年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について
- 認定第 9号 令和4年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について

【3副委員長報告・質疑・討論・採決】

- 4. その他
- 5. 閉 会

開会 午後 2時20分

### ◎開会及び委員長挨拶

○眞壁委員長 改めまして、皆様、こんにちは。

ただいまから決算審査特別委員会全体会を開会いたします。

この後、着座にて進行します。

ただいまの出席委員は24名です。

鈴木秀信委員から欠席する旨の届出がありました。

さて、当委員会に付託された案件については、去る9月11日から13日にわたり、各分科会において慎重に審査されており、本日はその審査結果を基に進めてまいります。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行への御協力をお願い申し上げまして御挨拶といたします。

—————◇—————

### ◎審査事項

○眞壁委員長 それでは、次第3、審査事項に入ります。

さて、本定例会議において当委員会に付託された案件は、認定第1号から認定第9号までの決算認定案件9件でございます。

ここで、本日の委員会の進め方について御説明を申し上げます。

まず、当委員会に付託される議案につきましては、各分科会における審査結果の報告を行い、報告が終わりましたら、議案ごとに順次、質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思っております。

初めに、決算審査特別委員会第一分科会における審査結果について、森本副委員長から報告をお願いいたします。

○森本副委員長 決算審査特別委員会第一分科会における審査の経過と結果について御報告いたします。

令和5年9月那須塩原市議会定例会議において、当分科会で審査した案件は、決算認定案件5件であります。

これらの案件を審査するため、本定例会議に提出された各会計の歳入歳出決算、市政報告書及び監査委員から提出された決算審査意見書を参考にしながら、予算が適正かつ効率的に執行されているか、係数に誤りはないか、行政効果はどうかを基本に、去る9月11日から13日までの3日間、303会議室、第4委員会室及び議場において、委員9名全員出席の下、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された意見・質疑などを中心に申し上げます。

初めに、認定第1号 令和4年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、総務部の審査について申し上げます。

総務課の審査において、委員から、市政報告書67ページ、人事研修費について、係長級職員パーソナリティ検査の詳細を伺うとの質疑があり、執行部から、4年度新規事業として実施したものであり、総合適正検査として、係長級の職員135名を対象に実施したとの答弁がありました。

次に、財政課の審査において、委員から、市政報告書52ページ、違約金の市有財産賃貸借契約解除に伴う違約金の詳細について伺うとの質疑があり、執行部から、市の施設に設置している自動販売機の企業より、新型コロナウイルス感染症に伴う売上げの減少から、設置が継続できない旨の相談があり、違約金を支払ってもらい、契約解除としたとの答弁がありました。

次に、契約検査課の審査において、委員から、市政報告書74ページ、入札契約費の指名停止措置状況について、不正または不誠実な行為3件について、内容を伺うとの質疑があり、執行部から、3件いずれも入札価格が最低で落札者となった事業者から、契約前に契約辞退届が提出されたことが理由であるとの答弁がありました。

次に、課税課及び収税課の審査において、委員から、市政報告書2ページ、法人市民税滞納繰越分、法人市民税収納率について、前年度に比べて収納率が極端に下がった原因について伺うとの質疑があり、執行部から、滞納繰越分について、令和3年度調定額約3,000万円に対し、令和4年度は1,462万円であり、調定額そのものが下がったことが原因。現年度分の徴収率アップに努め、滞納繰越に回るものを少なくした。分母を圧縮したため、収納率自体は下がってしまったとの答弁がありました。

次に、危機管理室の審査において、委員から、市政報告書65ページ、防災対策費、地区防災計画策定支援について、関根地区が選定された理由について伺うとの質疑があり、執行部から、今までの市全体での防災訓練を地域の公民館単位での開催に変更し、ハザードマップで浸水想定地区である狩野地区で実施した。あわせて、地区防災計画の策定を狩野地区に以来し、関根地区の自治会で引き受けてくれとものとの答弁がありました。

次に、西那須野支所の審査について申し上げます。

総務税務課の審査において、委員から、市政報告書277ページ、消防団活動費について、団員の報酬の単価について伺うとの質疑があり、執行部から、団長は年額報酬20万円、副団長は13万5,000円、支団長は12万5,000円、副支団長は11万5,000円、分団長は10万5,000円、副分団長は7万

5,000円、部長は6万3,000円、副部長は4万5,000円、班長は4万2,000円、団員は3万9,000円であるとの答弁がありました。

次に、市民福祉課の審査において、委員から、市政報告書116ページ、住民基本台帳費、賃貸料のレジスター自動釣り銭機について、リース代としての賃借料があるのかとの質疑があり、執行部から、レジスター釣り銭は5年のリース契約であるとの答弁がありました。

次に、産業観光建設課の審査において、委員から、市政報告書218ページ、田園空間博物館管理運営費、報償金、田園空間博物館サテライト清掃謝礼、7団体について詳細を伺うとの質疑があり、執行部から、各コミュニティーに日常的な維持管理をお願いしており、その謝礼として7団体に謝金を渡している。内訳は、横林、接骨木で6万4,000円、中央コミュニティーで2万円、大山コミュニティーで3万2,000円、南コミュニティーで3万2,000円、狩野コミュニティーで9万4,000円、西コミュニティーで13万8,000円であり、それぞれにサテライトの数が違うため、サテライト数に応じて依頼しているとの答弁がありました。

次に、塩原支所の審査について申し上げます。

総務福祉課の審査において、委員から、市政報告書73ページ、財産管理費塩原支所について、委託料の市有地の支障木処理における市有地の使用状況を伺うとの質疑があり、執行部から、関谷の区画整理の東側、民間宅地分譲地に隣接する林の市有地において、越境した枝木や倒れた枯れ木など危険な木を伐採したものと、旧塩原ガーデンに隣接する塩原地区ごみ集積場所として一部を使用している市有地にある木を、ガーデンでの営業再開の申出により伐採したものとものとの答弁がありました。

次に、産業観光建設課の審査において、委員か

ら、市政報告書239ページ、もみじ谷大吊橋管理運営費について、その他補償金、新型コロナウイルス感染症に伴う損失補填の内訳について何うとの質疑があり、執行部から、指定管理を委託する時点で設定した収入の見込みに対して、令和4年度の収入実績が下回ったことによる差額分を補填したものの答弁がありました。

次に、会計課の審査について申し上げます。

委員から、市政報告書74ページ、総務費、雑入について、証紙と印紙の手数料は額によって差があるのかとの質疑があり、執行部から、印紙販売手数料は0.5%から10%で、購入額に基づき決められており、購入した月の実績に基づき入金になるもの。栃木県収入証紙は、購入金額の3.3%が購入の都度入金になるものの答弁がありました。

次に、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価調査委員会、公平委員会の審査について申し上げます。

委員から、市政報告書119ページ、栃木県議会議員選挙について、備品購入費として投票用紙計算機が購入された理由を何うとの質疑があり、執行部から、古いものから順に新しいものに入れ替え、開票事務や投票に支障を来たすことのないよう交換しているとの答弁がありました。

次に、議会事務局の審査について申し上げます。

委員から、特に質疑・意見などはありませんでした。

次に、企画部の審査について申し上げます。

企画政策課の審査において、委員から、市政報告書77ページ、ふるさと寄附事業費について、寄附総額に占める経費総額の割合についての質疑があり、執行部から、必要経費はサイトの運営費、返礼品や送料で2億8,639万4,850円と、かなりの割合で経費にかかっている状況であるとの答弁がありました。

次に、デジタル推進課の審査において、委員から、市政報告書84ページ、住民情報システム管理費について、引っ越しワンストップ支援サービスについて何うとの質疑があり、執行部から、転出手続により、市役所内の業務だけでなく、引っ越しに関係する水道やガスなどの手続や情報が共有できることを目的としているシステムであり、市役所内では、転出に関わる健康保険や介護の手続がマイナンバーを利用して一連で管理をするシステムであるとの答弁がありました。

次に、秘書課の審査において、委員から、市政報告書62ページ、市政功労者等表彰費について、表彰式参加者も減っているようだが、欠席者増の理由を何うとの質疑があり、執行部から、アンケートを実施した際には、茶話会の実施等により拘束時間が長い。休日開催のため予定が取りづらいとの意見があったとの答弁がありました。

次に、市民協働推進課の審査において、委員から、市政報告書64ページ、自治会活動振興費について、報償費、自治会長謝礼の最高金額の報酬と最低金額の報酬を何うとの質疑があり、執行部から、報償費、報償金、自治会長謝礼の最高金額は107万3,050円であり、最低金額は5万7,750円であり、差額は101万5,000円であるとの答弁がありました。

次に、那須塩原駅周辺整備室の審査において、委員から、市政報告書82ページ、那須塩原駅周辺まちづくり総合調整費について、那須塩原駅周辺まちづくりビジョン支援、駅周辺におけるパブリックサインの製作、設置に関する共同研究の進捗と内容を何うとの質疑があり、執行部から、まちづくりビジョンを策定していく中で、市民協働の任意の団体を立ち上げ、駅前のにぎわいなども含めて活動してきた。運営は、大学生とも連携し、授業の1つとして、駅前にパブリックサインの看

板を作り、団体との取組を周知させていただいたとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第1号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第2号 令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

総務部課税課、収税課の審査において、委員から特に質疑・意見などはありませんでした。

以上、審査の結果、認定第2号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第3号 令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

総務部課税課、収税課の審査において、委員から、特に質疑・意見などはありませんでした。

以上、審査の結果、認定第3号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第4号 令和4年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

総務部課税課、収税課の審査において、委員から特に質疑・意見等はありませんでした。

以上、審査の結果、認定第4号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

最後に、認定第5号 令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

塩原支所産業観光建設課の審査において、委員から、市政報告書429ページ、上・中塩原温泉使用料滞納繰越分について、収納率が16.5%という

非常に少ない要因について何うとの質疑があり、執行部から、該当者が分納誓約を行っているため、支払ってはいるが、収納率が低くなっているものとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第5号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、当分科会で審査した案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○眞壁委員長 ありがとうございます。

次に、第二分科会における審査結果について、益子副委員長から報告をお願いいたします。

○益子副委員長 決算審査特別委員会第二分科会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

令和5年9月那須塩原市議会定例会議において、当分科会に付託された案件は、決算認定案件4件であります。

これらの案件を審査するため、本定例会議に提出されました各会計歳入歳出決算書、市政報告書及び監査委員から提出された決算審査意見書を参考にしながら、予算が適正かつ効率的に執行されているか、係数に誤りがないか、行政効果はどうかを基本に、去る9月11日から13日までの3日間、議場、303会議室、第4委員会室において、委員8名出席の下、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります、報告に当たりましては、各委員から出された意見・質疑等を中心に申し上げます。

初めに、認定第1号 令和4年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、教育委員会事務局教育部の審査について申し上げます。

教育総務課の審査において、委員から、市政報告書297ページ、スクールバス運行費について、

7,478万円の決算だが、予算執行残高が1,500万円程度となった理由を伺うとの質疑があり、執行部から、籌根学園、関谷小学校のスクールバスの委託料の予算を計上しており、入札に伴う減額であるとの答弁がありました。

次に、学校教育課の審査において、委員から、市政報告書294ページ、学校運営総務費について、その他負担金、那須塩原市・那須町採択地区協議会12万1,500円についての支出の詳細とこの協議会の目的を伺うとの質疑があり、執行部から、教科書の採択に係る協議会であり、負担金は会議を運営するに当たっての会議費であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、市政報告書296ページ、小中学校ICT事業費について、タブレットの修繕費を計上しているが、詳細を伺うとの質疑があり、執行部から、子供たちが使用しているため、机から落として画面が割れたり、突然電源が入らなくなったケースが修理の対象として多い。故障の台数は780台弱で、そのうち有償で修理対応した250台分を計上したとの答弁がありました。

次に、生涯学習かの審査において、委員から、市政報告書322ページ、生涯学習推進費について、スマート公民館構築モデル事業のシェアスペース設置206万5,000円、カフェスペース設置の25万7,000円、この事業の実績と評価を伺うとの質疑があり、執行部から、シェアスペースは、アンケートの結果から、「満足した」との回答と「また利用したい」という回答が96%だった。このシェアスペースを設置したことにより利用率が上がった。カフェスペースについては、事業者がカフェスペースを設置するのとセルフカフェの設置と2つの事業を行った。どちらもおおむね好評だったが、事業者が設置するほうに関しては、単価が少し高いこともあり、利用が促進されなかった。セ

ルフカフェについてはかなりの利用をいただいているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、市政報告書350ページ、黒磯文化会館整備事業費について、工事請負費1億1,172万4,000円の決算額に対して、当初予算が2億4,800万円だが、当初予定した工事は全て完了したのかとの質疑があり、執行部からは、製品の納入の遅れ等があり、一部令和5年度に1億3,667万5,000円を繰越明許として繰越したとの答弁がありました。

次に、スポーツ振興課の審査において、委員から、市政報告書358ページ、スポーツ振興費について、非常勤職員の報酬536万5,000円の内訳について伺うとの質疑があり、執行部から、報酬はスポーツ推進審議会の委員とスポーツ推進委員の報酬である。スポーツ推進審議会の委員には、昨年度、スポーツ推進基本計画と整備計画の審議をしていただいた。内訳は、1回7,400円、延べ21人分で、15万5,400円の支出。スポーツ推進委員52名は、国体のさいかつぼーる競技を中心となって準備していただいた結果、1回7,400円、延べ704人分、520万9,600円となり、例年より増額となったとの答弁がありました。

また、別の委員から、市政報告書358ページ、スポーツ振興費について、委託料としてスポーツ推進基本計画及びスポーツ施設整備計画改定支援462万円計上されているが、スポーツ推進審議会との関係を伺うとの質疑があり、執行部から、計画改定業務はコンサルに委託し、施設整備の概算積算等を行っており、市と業者で計画案を策定し、スポーツ推進審議会での内容を確認してもらい、修正を加えながら計画を策定していったとの答弁がありました。

次に、保健福祉部の審査について申し上げます。社会福祉課の審査において、委員から、市政報

告書127ページ、社会福祉総務費について、ふれあいのまち推進事業の内容を伺うとの質疑があり、執行部から、弁護士会に委託している無料弁護士相談であるとの答弁がありました。

次に、健康増進課の審査では、委員から、市政報告書174ページ、健康づくり推進費について、前年度比で約340万円減額、当初予算からすると約450万円執行されていないが、その理由を伺うとの質疑があり、執行部から、受診者数と健康ポイント登録者数の想定より伸びなかったためとの答弁がありました。

次に、高齢福祉課の審査において、委員から、市政報告書138ページ、高齢者自立対策生活支援費について、タクシー券発行数に対して使用率はどれくらいなのか伺うとの質疑があり、執行部から、令和4年度タクシー券交付枚数は17万7,529枚で、利用枚数が12万4,524枚であり、率にして約70.1%であるとの答弁がありました。

次に、国保年金課の審査では、委員から特に質疑等はありませんでした。

最後に、子ども未来部の審査について申し上げます。

子育て支援課の審査では、委員から、市政報告書145ページ、子育て応援事業費について、交付金で子育て応援券取扱業者への支払いが、当初予算では1,396万6,000円で計上しているが、執行額は997万4,500円である。この差額の詳細について伺うとの質疑があり、執行部から、執行額は令和3年度発券分と令和4年度発券分の使用された額の合計であり、令和4年度分のみだと、実際に使われたのは4割弱であるためとの答弁がありました。

次に、子育て相談課の審査において、委員から、市政報告書156ページ、子ども家庭総合支援事業費について、相談実績の記載があるが、何人体制

で相談を受けているのか伺うとの質疑があり、執行部から、昨年度の職員体制で、家庭相談員が7名、正職員が4名で対応した件数であるとの答弁がありました。

次に、保育課の審査において、委員から、市政報告書320ページ、わんぱく保育事業費について、前年度比487万3,500円の減額となった理由の1つが扶助費の預かり保育に係る施設利用料が減ったためとのことだが、預かり保育が減った理由を伺うとの質疑があり、執行部から、令和3年度は1,950人の利用があったが、令和4年度は1,704名であり、250人ほど利用者が減少した。各施設から申請してもらうので、減少した明確な理由は確認できていないとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第1号は全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第2号 令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保健福祉部の審査について申し上げます。

健康増進課の審査において、委員から特に質疑はありませんでした。

次に、国保年金課の審査において、委員から、市政報告書379ページ、出産給付費について、出産育児一時金が前年度より減少している理由を伺うとの質疑があり、執行部から、那須塩原市の人口が減っている中、新規出生児数も大きく減少しているためであるとの答弁がありました。

また、同じ委員から、歳出が減っている中で、財政調整基金の積立金が増加していることに疑問が残る。また、歳出が減っているため、市民サービスの低下につながっているのではと疑問に思うため反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、認定第2号は賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。



続いて、認定第3号 令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保健福祉部の審査について申し上げます。

健康増進課の審査において、委員から特に質疑等はありませんでした。

次に、国保年金課の審査において、委員から特に質疑等はありませんでした。

以上、審査の結果、認定第3号は、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

最後に、認定第4号 令和4年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保健福祉部の審査について申し上げます。

高齢福祉課の審査では、委員から、市政報告書423ページ、包括的、継続的ケアマネジメント支援事業について、高齢者が増加している中、地域包括支援センター8か所の体制で不足はないのか伺うとの質疑があり、執行部から、高齢者の増加に伴い、相談件数も増えている。各地域包括支援センターにより地域差があり、職員が足りているところもあるが、専門職の確保が十分できてないところもある。相談件数の増加に伴い、今後は職員体制が不十分になると認識しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、地域包括支援センター職員の体制に地域差が生ずる理由を伺うとの質疑があり、執行部から、地域により高齢者人口に差があることや、一概には言えないが、その他様々な要因が複合的に影響しているためとの答弁がありました。

また、別の委員から、歳出が減っている中で、介護保険財政調整基金の積立金が増加していることに疑問が残る。また、歳出が減っているため、市民サービスの低下につながっているのではと疑

問に思うため反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、認定第4号は、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、当分科会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○眞壁委員長 ありがとうございます。

最後に、第三分科会における審査結果について、大野副委員長から報告をお願いいたします。

○大野副委員長 決算審査特別委員会第三分科会における審査の経過と結果について御報告をいたします。

令和5年9月那須塩原市議会定例会議において、当分科会で審査した案件は、決算認定案件5件であります。

これらの案件を審査するため、本定例会議に提出された各会計の歳入歳出決算書、市政報告書及び監査委員から提出された決算審査意見書を参考にしながら、予算が適正かつ効率的に執行されているか、係数に誤りはないか、行政効果はどうかを基本に、去る9月11日から13日までの3日間、第4委員会室、議場及び303会議室において、委員8名出席の下、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された意見・質疑等を中心に申し上げます。

初めに、認定第1号 令和4年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

初めに、産業観光部の審査について申し上げます。

農務畜産課の審査において、委員から、市政報告書206ページ、農業振興費の市民農園費の工事請負費の内容はとの質疑があり、執行部からは、市農園として借用していた農地を返還のため、原状復旧したもののとの答弁がありました。

また、別の委員から、市政報告書212ページ、畜産業費の八郎ヶ原牧場管理運営費の有害鳥獣捕獲についての実績はどの質疑があり、執行部から、駆除数は83頭であるとの答弁がありました。

次に、農林整備課の審査において、委員から、市政報告書221ページ、林業振興費の松くい虫防除費5001事業の内容はどの質疑があり、執行部からは、平成26年度から人が集まる公民館や学校などの松を対象に、樹幹に薬液を注入して防除している。本年度業務委託をかけ、松の状況と本数を確認する予定であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、市政報告書222ページ、林業振興費の森林環境整備促進基金活用事業費、森林経営管理権集積計画作成に伴う意向調査の内容はどの質疑があり、執行部から、東那須野地区の平地林の所有者を対象としてアンケート調査を実施したとの答弁がありました。

次に、商工観光課の審査において、委員から、市政報告書15ページ、商工使用料の商工施設使用料、まちなか交流センター使用料が前年度比較で大きく増加している。貸し館が令和3年度160件から、令和4年度は370件とのことだが、延べ利用者数など詳しく伺うとの質疑があり、執行部からは、令和3年度については、コロナ感染症の影響が残っており、フルで1年間活動できたのは令和4年度からである。来館者数で捉えると、令和3年度が3万1,250人、令和4年度については4万6,229人である。令和5年度については、約5万人を見込んでいるとの答弁がありました。

また、別の委員から。市政報告書236ページ、観光施設管理費の観光施設、橋梁等定期点検の結果はどの質疑があり、執行部からは、直ちに改修は必要、渡るのは危険であり、やめなくてはならないという一番悪い判定はなかった。腐食やさびが出ている等指摘事項はあったので、修繕計画を

立てて実施していくとの答弁がありました。

次に、農業委員会事務局の審査について申し上げます。

委員から、市政報告書200ページ、農業委員会費、農業委員会運営費の委託料、タブレット端末保守費は何台分なのかとの質疑があり、執行部からは、端末24台分で、令和4年4月1日から令和5年3月までの保守料であるとの答弁がありました。

また、委員から、同じ委託料の視察研修の内容はどの質疑があり、執行部から、農業委員と農地利用最適化推進委員合わせて35名で長野県富士見町に訪問し、遊休農地を解消して農地区画を拡大した事例を視察した。農林水産省のホームページ等で優良事例として紹介されている。民間の食品メーカーがテーマパークを造り、それに併せて農地の大区画化を行った事例である。那須塩原市も中山間地ということで、類似地域の視察を行ったものとの答弁がありました。

次に、市民生活部の審査について申し上げます。

環境課の審査において、委員から、市政報告書184ページ、環境衛生費、狂犬病予防費の狂犬病予防接種の通知を出しているが、接種率はどの質疑があり、執行部からは、接種率については70.6%であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、市政報告書186ページ、環境保全費の自然保護対策推進費、動植物調査研究会委員の活動内容はどの質疑があり、執行部からは、会議については7回で延べ人数45人、現地調査を延べ170日実施しているとの答弁がありました。

次に、廃棄物対策課の審査において、委員から、市政報告書193ページ、清掃総務費、不法投棄循環監視事業費の委託料の業務内容はどの質疑があり、執行部からは、シルバー人材センターに土日

祭日の不法投棄や産廃施設等の稼働状況の監視を委託している。また、ごみが散乱していることが多い箇所等を定期的に循環し、便乗投棄を防いでいるとの答弁がありました。

また、別の委員から、市政報告書194ページ、ごみ減量化対策費で、令和3年度決算に対して令和4年度の決算額が増額している主な理由はとの質疑があり、執行部から、1点目として、研修を再開したことにより、廃棄物減量等推進委員の謝礼が増加したこと、2点目に、印刷の単価が上昇したことによる印刷製本費の増額であるとの答弁がありました。

次に、生活課の審査において、委員から、決算書133ページから134ページ、消費者行政費の不用額の内容と理由はとの質疑があり、執行部からは、消費者の啓発運動において、グッズ等を用意して関心を持ってもらえるよう努めている。在庫等調整をしながら工夫を重ね、削減できたものとの答弁がありました。

また、別の委員から、市政報告書93ページ、交通対策費、公共交通政策費で前年度より大きく増加した要因はとの質疑があり、執行部から、公共交通事業者に対して、燃料費物価高騰支援策として交付金を設けたことが主な要因であるとの答弁がありました。

次に、市民課の審査において、委員から、市政報告書116ページ、戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳費の委託料、フロアマネジャーの人員体制、業務内容はとの質疑があり、執行部から、繁忙期には3人体制、常時2名で、来庁者が安心してスムーズに手続ができるよう、申請書の記入支援、受付番号の発券機への誘導、トラブル発生時の初動対応等を委託しているとの答弁がありました。

次に、気候変動対策局の審査において申し上げます。

気候変動対策課の審査において、委員から、決算書117ページから118ページ、環境保全費の不用額の主な原因と内容はとの質疑があり、執行部からは、宇都宮大学に委託したナッジ事業についての精算の際、予定より費用がかからなくなったことで減額になったものとの答弁がありました。

また、別の委員から、市政報告書187ページ、環境保全費、脱炭素社会構築推進費の委託料で、公共施設等への太陽光発電設備等導入調査において、どのような公共施設が選定されたのかとの質疑があり、執行部から、主に小中学校であるとの答弁がありました。

次に、上下水道部の審査について申し上げます。

管理課、整備課の審査において、委員から、市政報告書184ページ、環境衛生費、単独処理浄化槽等撤去費助成費で、前年比大きく増加している要因はとの質疑があり、執行部からは、地域の事業者が更新に対する働きかけを強めたことが要因であるとの答弁がありました。

また、委員から、実績が99基ということだが、前年と比べ何基増えたのかとの質疑があり、執行部から、くみ取便槽が新しく加わったので、それを含め40基増加になっているとの答弁がありました。

次に、建設部の審査について申し上げます。

都市計画課の審査において、委員から、市政報告書40ページ、不動産売払収入、分譲宅地分譲代金について、内容はとの質疑があり、執行部からは、那須塩原駅北地区区画整理事業の保留地になる。那須塩原駅の西地区と北地区で19地区保留地として随時販売してきた。令和4年度は1区画売却し、残り2区画であるとの答弁がありました。

また、委員から、市政報告書268ページ、都市計画総務費、開発帰属施設管理費、工事請負費の内容はとの質疑があり、執行部から、民間で開発

した分譲地の雨水浸透槽を市に帰属したものを対象に、主にフェンス等を7か所修繕したとの答弁がありました。

次に、都市整備課の審査において、委員から、市政報告書273ページ、住宅総務費、空き家等対策事業費の特定空き家等解体費14件のうち、居住誘導区域での解体数はとの質疑があり、執行部からは、居住誘導区域内の件数は6件であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、空き家バンクの登録件数はとの質疑があり、執行部から、登録件数46件、成約件数25件であるとの答弁がありました。

次に、道路課の審査において、委員から、市政報告書248ページ、道路橋梁総務費、道の駅管理運営費の工事請負費、道の駅那須野が原博物館屋外駐車場区画線設置の内容はとの質疑があり、執行部からは、区画線が薄くなっており、既存の区画線を塗り替えたもの。区画数の増減はないとの答弁がありました。

また、別の委員から、市政報告書263ページ、道路新設改良費、新南・下中野線工事の進捗状況はとの質疑があり、執行部から、進捗率で用地9割、工事7割ということで、進捗はなかなか上がらない状況であるとの答弁がありました。

次に、建築指導課の審査において、委員から、市政報告書20ページ、土木手数料、建築手数料で収入未済額等はなかったかとの質疑があり、執行部からは、収入未済額はないとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第1号については、全員異議なく、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第6号 令和4年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

市民生活部環境課の審査において、委員から、決算書234ページから235ページで、墓地管理料の収入未済額の理由はとの質疑があり、執行部からは、滞納額で延べ9人分であり、内容については、今後徴収停止を検討しているものがほとんどであり、債権者が死亡して継承者がいない、他の債権で既に徴収停止になっている、県外に転出して行方不明で、財産もないということが主なものになっているとの答弁がありました。

また、別の委員から、決算書238ページ、実質収支額について、適当と考えるかとの質疑があり、執行部から、今後の修繕や再貸与する際の改葬に対応していくため、残額が生じたことについては適切であると考えたとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第6号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第7号 令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

産業観光部商工観光課の審査において、委員から、市政報告書445ページ、産業団地造成事業費の普通旅費の内容はとの質疑があり、執行部からは、企業訪問や産業団地をPRするためのセミナーに参加した際の旅費で、東京に5回、その他千葉、長野に行っているとの答弁がありました。

また、別の委員から、市政報告書446ページ、公債費の地方債元金償還先別状況について、どのように償還先を決定しているのかとの質疑があり、執行部から、市中銀行に利率の照会をし、利率の一番低いところに決定したとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第7号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第8号 令和4年度那須塩原

市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

上下水道部管理課及び整備課の審査において、委員から、令和4年度において盗水といった事例はあったかの質疑があり、執行部からは、そういった事例は確認していないとの答弁がありました。

また、別の委員から、給水原価が上がっている要因はとの質疑があり、執行部から、給水原価については、かかった費用を有収率で割ったもの。物価高騰で費用がかかっており、有収率も下がっているのが要因であるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第8号については、全員異議なく、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

最後に、認定第9号 令和4年度那須塩原市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

上下水道部管理課及び整備課の審査において、委員から、処分場改築更新事業、黒磯水処理センター耐震診断業務と黒磯水処理センター機械等の詳細設計費の内訳はとの質疑があり、執行部からは、黒磯水処理センターについて、耐震診断業務委託費で約5,000万円弱、機械等の詳細設計に係る部分で約7,000万円という内訳であるとの答弁がありました。

また、委員から、完成予定はいつかの質疑があり、執行部から、現在のところ。那須地区広域行政事務組合との共同処理委託の調整中で、これに併せ令和13年度の完成予定であるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第9号については、全員異議なく、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で、当分科会で審査した案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

〔「剰余金、剰余金、2つです」と言う人あり〕

○大野副委員長 発言を訂正させていただきます。

認定第8号 令和4年度那須塩原市水道事業会計、私、剰余金と発言しましたが、剰余金の間違いでございます。

もう一つ、認定第9号、同じところで、やはり剰余金に訂正をお願いいたします。

○眞壁委員長 ありがとうございます。

以上で、各分科会における審査結果の報告が終わりました。

これより各議案の審査に入ります。

まず、認定第1号 令和4年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題にいたします。

各分科会の報告に対し、質疑・御意見等をお受けいたします。

質疑・御意見等はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○眞壁委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○眞壁委員長 ないようですので、討論を終結し、採決をいたします。

認定第1号 令和4年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○眞壁委員長 異議がございましたので、起立により採決をいたします。

認定第1号 令和4年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○眞壁委員長 起立多数と認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑・御意見等をお受けいたします。

質疑・御意見等はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○眞壁委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○眞壁委員長 ないようですので、討論を終結し、採決をいたします。

認定第2号 令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○眞壁委員長 異議がございましたので、起立により採決をいたします。

認定第2号 令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○眞壁委員長 起立多数と認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対しまして、質疑・御意見等をお受けいたします。

質疑・御意見等はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○眞壁委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○眞壁委員長 ないようですので、討論を終結し、採決をいたします。

認定第3号 令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第3号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 令和4年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対しまして、質疑・御意見等をお受けいたします。

質疑・御意見等はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○眞壁委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○眞壁委員長 ないようですので、討論を終結し、採決をいたします。

認定第4号 令和4年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○眞壁委員長 異議がございましたので、起立による採決をいたします。

認定第4号 令和4年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○眞壁委員長 起立多数と認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

第一分科会の報告に対し、質疑・御意見等をお受けいたします。

質疑・御意見等はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○眞壁委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○眞壁委員長 ないようですので、討論を終結し、採決をいたします。

認定第5号 令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第5号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 令和4年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

第三分科会の報告に対し、質疑・御意見等をお受けいたします。

質疑・御意見等はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○眞壁委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○眞壁委員長 ないようですので、討論を終結し、採決をいたします。

認定第6号 令和4年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第6号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

第三分科会の報告に対し、質疑・御意見等をお受けいたします。

質疑・御意見等はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○眞壁委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○眞壁委員長 ないようですので、討論を終結し、採決をいたします。

認定第7号 令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第7号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 令和4年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

〔「剰余金です」と言う人あり〕

○眞壁委員長 失礼しました。水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

第三分科会の報告に対し、質疑・御意見等をお受けいたします。

質疑・御意見等はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○眞壁委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○眞壁委員長 ないようですので、討論を終結し、採決をいたします。

認定第8号 令和4年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定については、原案のとおり可決及び認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第8号については原案のとおり可決、認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 令和4年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

第三分科会の報告に対し、質疑・御意見等をお受けいたします。

質疑・御意見等はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○眞壁委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○眞壁委員長 ないようですので、討論を終結し、採決をいたします。

認定第9号 令和4年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定については、原案のとおり可決及び認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第9号については原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で、審査事項は終了いたしました。

—————◇—————

#### ◎その他

○眞壁委員長 次に、4のその他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。  
ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○眞壁委員長 事務局よりございますか。

〔発言する人なし〕

○眞壁委員長 事務局ないね。なしね。分かりました。

これで、今定例会議における当委員会の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださいますようお願い申し上げます。

—————◇—————



◎閉会の宣告

○眞壁委員長 以上をもちまして決算審査特別委員会全体会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時20分